

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、社会医療法人A（以下「事業場」という。）に雇用され、同法人が運営するB所在のC病院において看護助手として就労していた。

請求人によれば、事実無根の話を鵜呑みにして、上司から度々反省文、始末書等の提出を求められ、断ったにもかかわらず何度も転勤を強要され、その後もパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）、嫌がらせ、個人的な差別を受け、心身に支障を来たしたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「適応障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員E医師作成の意見書によると、請求人は平成〇年〇月〇日にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病した旨所見されている。本件の経緯及び医学的見解から、当審査会も同医師の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 評価期間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、①配置転換があった、②同僚とのトラブル等があった、③上司とのトラブルがあった、④仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった、⑤退職を強要された、⑥勤務形態に変化があった旨を主張していることから、以下、検討する。

ア ①の配置転換があったとの主張についてみると、請求人は、要旨、「平成〇年〇月末頃にF看護部長（以下「F部長」という。）より同年〇月〇日付けでGクリニック、Hクリニックへの転勤命令があり、拒否すると退職になると強要され、仕方なく受け入れて転勤したが、自宅からGクリニックまでの通勤時間は1時間30分かかり、Hクリニックまでの通勤時間は45分かかる。」と述べているところ、確かに、請求人は、平成〇年〇月〇日付けで配置転換になったことが確認できる。

もともと、請求人は看護助手として就労していたところ、配置転換によってもその業務に変更はなく、請求人のこれまでの経験等からすれば、配置転換後の業務の負荷は軽微であったと認められる。

また、請求人は、配置転換により通勤時間等で不利益を受けた旨主張するが、F部長及びI看護師長（以下「I師長」という。）の各申述を始め一件記録を精査するも、請求人が不利益な取扱いを受けたとの事実は確認することができない。

そうすると、当審査会としても、上記主張を認定基準別表1の具体的出来事「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめるも、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

イ ②の同僚とのトラブル等があったとの主張は、配置転換後の職場における同僚からの言動等により心理的負荷を生じたというものであると思料される。ところ、一件記録を精査するも、請求人が同僚から無視されたり、いやがらせやいじめを受けたとの事実は確認できない。もともと、I師長の申述によれば、請求人からJ看護助手の教える時の言い方がきつく、傷ついたとの話があったとされているが、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、上記主張を認定基準別表1の「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめるも、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

ウ ③の上司とのトラブルがあったとの主張についてみると、請求人は、特に心理的負荷が強かった出来事として、要旨、「K代理から嫌われ、同人作成の勤務表により、手当に〇円くらいの差をつけられたり、忙しい仕事を割り当てられた。平成〇年〇月頃、K代理は、部下の人事考課数値を口外した。」

と述べている。

この点、決定書理由に説示のとおり、勤務表について、K代理は各人から希望を聞いて公平に取り扱っており、平成〇年〇月〇日以降の勤務表作成者はL看護助手主任であることから、K代理は評価期間以前から既に勤務表の作成には携わっておらず、上記主張を裏付ける根拠は確認できない。

なお、K代理が請求人に関する人事考課数値を口外したとの主張は、評価期間以前の約3年前の出来事であるところ、その事実も確認することができない。

エ 上記のほか、請求人は、④仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった、⑤退職を強要された、⑥勤務形態に変化があった旨を主張するが、当審査会において、改めて一件記録を精査するも、決定書理由に説示のとおり、請求人の主張する事実は認められないか又は出来事として評価できないものと判断する。

なお、請求人は、要旨、「平成〇年〇月頃、勤務を終え帰宅途中、交通事故現場に遭遇し、交通整理を行い、出血もなく意識のある被害者を救護した。」と述べ、認定基準別表1の具体的出来事「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当する旨主張するが、当該出来事は通勤途上におけるものであり、業務による心理的負荷をもたらす出来事とは認められない。

(5) 以上を総合すると、評価の対象となる具体的出来事は、「配置転換があった」、「同僚とのトラブルがあった」であり、いずれも心理的負荷の総合評価は「弱」であることから、その全体評価は「弱」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(6) 請求人は、そのほか、業務上の出来事として、違法行為の強要、針刺し事故を被った、患者から肉体的、精神的DVを受けたこと等縷々主張するも、これらは、評価期間以前の出来事や発病後の出来事であり、いずれも評価の対象とすることはできない。

(7) 請求人は、労働保険再審査請求書別紙において、主治医意見書に対する回答を得られていないこと、労働者災害補償保険制度、審査官の聴取に対する不満などを主張するが、本件で審理の対象とするのは、請求人に発病した本件疾病が業務上の事由によるか否かの問題であるから、請求人の主張は、当審査会の

本件審査の対象とするところではない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。